

被災ローン減免制度

(正式名称：自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)



北海道胆振東部地震により、
各種ローン (※) の返済にお困りの方は、
「免除・減額」を
申し出ることができます！

* 対象は、「個人」(事業主含む)です。

(※) 北海道胆振東部地震発生以前からのローンが対象です。

問 被災ローン減免制度って、
どのような制度ですか？

答 ①ローン契約の相手方(債権者)と被災者(債務者)の合意により、
②**一定の財産**を手元に残しつつ、
③地震発生前からの**各種ローン等の借金**を、
④減免(減額やゼロに)することができる制度です。

問 手元に残せる財産は、
どのくらいですか？

答 ①被災者生活再建支援金
②災害障害見舞金
③災害弔慰金
④**一定額の現預金**
⑤一定額の家財保険金
⑥生活必需品(衣服、寝具、家財家具等)

問 各種ローンとは、
どんな借入金でもよいのですか？

答 北海道胆振東部地震発生前の借入金であれば、●住宅ローン、●自動車ローン
●カードローン、●教育ローン、
●事業性ローン(事業資金)など種類を問いません。

◎住宅ローン以外のローンのみでも利用可能。
◎個人事業主は事業性ローンのみでも利用可能。

問 家屋が地震で壊れていないと、
利用できないのですか？

答 **家屋が壊れていなくても利用できます。**
地震の影響で、収入が減り、借入金の支払が困難になったことが条件となります。
(例えば、**自宅は被災していなくても、勤務先が被災して収入が減り、各種ローンの支払が困難になった場合、利用できます。**)

例示 住宅ローンとマイカーローンの場合

地震で自宅が全壊。仮設住宅に入居。家計収入も減少し、住宅を再築する場合、返済が困難になる心配が！

【家計収入(月収)】

(夫) 変化なし

(妻) 震災前8万円→震災後5万円

資産	預貯金300万円 義援金80万円
	被災生活再建支援金100万円 土地350万円 自動車(評価額50万円)
負債残高	住宅ローン800万円 マイカーローン100万円

減免制度の活用で

生活再建に必要なお金と土地を残しつつ、土地価格相当額(350万円)を分割返済

資産	預貯金300万円 義援金80万円
	被災生活再建支援金100万円 土地350万円
負債残高	350万円(住宅ローン450万円の免除、自動車を返還しマイカーローン50万円の免除)